

University Academic Repository

Analysis on Consumption by Elder Family Type of Household based on the National Survey of Family Income and Expenditure

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-06-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 和泉, 徹彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/904

研究ノート

全国消費実態調査に基づく高齢者世帯消費支出の分析

Analysis on Consumption by Elder Family Type of Household
based on the National Survey of Family Income and Expenditure

和 泉 徹 彦
Tetsuhiko IZUMI

<要約>

政府の公表する試算に用いられるようなモデル世帯には当てはまらない高齢者世帯が直面する生活リスクを明らかにし、自助及び社会保障による備えの必要性を測る。モデル世帯によって示される統計結果は、平均値によって示され、家計類型によってどのような消費実態があるのか、生活リスクはどのように存在するのかについて明らかにされてこなかった。

本研究における「全国消費実態調査」に基づく高齢者世帯消費支出の分析において着目するのは、公的年金モデル世帯のみならず、現役時代高所得世帯、現役時代低所得世帯といった家計類型別に医療・介護リスクに生活費・資産が十分であるかについてである。実態として、公的年金のみで生活費が賄えているのは高齢者世帯の3割程度に留まることが判明した。

本研究で用いている「全国消費実態調査」匿名データは、オーダーメイド集計と比較して制限やデータ特性が異なる。その制約にのみ囚われれば利用可能性は狭められるが、特性に応じた分析手法を採用すれば、利用可能性は広がる。統計法の改正によって従来比で利用しやすくなった匿名データの利用手法についても解説する。

<キーワード>

公的年金、家計消費、高齢者世帯、全国消費実態調査

1 はじめに

日本では急速に少子高齢化が進展している。2016年9月に公表された65歳以上の高齢者の割合は27.3%であり、さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2024年には30%を超え、2060年には40%程度に達するとされている。

社会保障と税の一体改革の一環で、消費税率の引き上げ、公的年金再計算や公的扶助制度の再編が行われてきている。政府の公表する試算に用いられるようなモデル世帯には当ては

まらない高齢者世帯が直面する生活リスクを明らかにし、自助及び社会保障による備えの必要性を示すのは生活経済学に関わる研究者としての責務である。モデル世帯によって示される統計結果は、平均値によって示され、家計類型によってどのような消費実態があるのか、生活リスクはどのように存在するのか、十分に国民に示されているとは言えない。

公的年金制度の持続可能性については、マクロレベルでは、保険料率、所得代替率、そして積立金の水準によって議論されてきた。個々の世帯の家計のミクロレベルではモデル世帯が設定されて、所得代替率 50%を維持する目標が掲げられている。モデル世帯とは、第 2 号被保険者であるサラリーマンと第 3 号被保険者である主婦からなる片働き世帯である。今日の日本では、このような所謂平均的な世帯は減少傾向にある。

モデル世帯、例えば厚生年金加入の世帯主と配偶者に扶養される専業主婦に相当する家計類型が当てはまる範囲が小さく、多くの人々に誤解を生じさせている。平均にとらわれない消費支出の水準と公的年金等の収入との差を示すことで、多くの人が自分に当てはまる貯蓄パターンを見いだすことができ、家計設計の見直しに具体的な処方箋を見つけることが期待される。

本研究において利用した「全国消費実態調査」匿名データは、公表されていない世帯類型別の個票集計を行うことが可能になる。但し、統計法に基づき匿名化されたマイクロデータであるため、政府の公表する全国集計の値とは必ずしも一致しない、都道府県・市町村別での詳細な地域差分析はできないなどの制約がある。集計用乗率を用いれば全国集計の 80%程度までは再現できるというように積極的に利用可能性を探っていくことが分析の工夫となる。

2 高齢者世帯の家計類型に関する先行研究

2.1 1990 年代に提起されたモデル世帯や年金平均受給額への疑念

高山・有田（1996）によれば、高齢夫婦全体として年金受給額の平均値・中央値・最頻値はいずれも約 240 万円である。世帯主が就業している高齢夫婦世帯の場合、年金受給額の分布には 2 つの山があった。一つの山のピークは年金額 60 万円のところにあり、もう一つの山のピークは年金額 240 万円程度のところにあった。前者の山は非勤労者対象の旧国民年金の適用を受けていたグループの年金額を示す一方、後者の山はサラリーマン OB 世帯の年金を示していると考えてよいだろう。夫が就業している世帯と夫婦ともに非就業の世帯を比較すると、世帯ベースの年金額は総じて後者の方が前者よりも多かった。中央値は前者が 201 万円、後者 260 万円、また平均値は、前者 202 万円、後者 269 万円であった。

高山・有田（1996）は、モデル世帯や平均額では高齢夫婦世帯の生活実態を正確に反映することはできないことを指摘したさきがけである。サラリーマン OB 世帯は消費支出を賄うだけの一定の年金額を確保しているのに対して、低所得高齢者世帯では何らかの収入を確保しなければ生活が成り立たないことを指摘している。それが高齢者になっても夫が就業している世帯のような結果として表れている。つまり、年金額が低いと高齢期に就業せざるを得

ないことを指摘している。

2.2 高齢者家計の類型別の赤字率

馬場 (2007) は、本研究と同じく、平成 16 年 (2004) 全国消費実態調査のデータを用いて、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみ無職の世帯の家計を対象とした分析を行っている。

無職高齢夫婦世帯の家計の特徴を 5 つにまとめている (p.247)。

1. 所得水準の低位と大幅な赤字家計
 2. 最もウエイトの高い「(再掲) 交際関係費」
 3. 「生活標準化の作用」で下がらない「住居の維持管理費」「光熱・水道」「家具・家事用品」
 4. 高いエンゲル係数と切り詰められる「被服及び履物」
 5. 政府の受益者負担主義的政策によって自己負担分が増加の一途をたどる「保健医療」
- 年齢階級別比較を年齢 3 区分 (65~69、70~74、75 歳以上) で類型化した場合、「65~69」は実収入で最も低いにもかかわらず実支出は最も高く、黒字率はマイナス 84%と消費支出を実収入の縮小に合わせて抑えられない傾向を指摘している。

収支と貯蓄高の関係によっては 3 つのタイプに類型化している。

- A 型：貯蓄高が高ければ高いほど金額あるいはウエイトが高くなる正比例連動型
- B 型：貯蓄高に左右されない無関連型
- C 型：A 型の逆で、貯蓄高が高くなればなるほど金額あるいはウエイトが低くなる反比例連動型

さらに、ここからハイブリッド型とも言える追加 2 タイプも示している。

- AB 型：最低貯蓄高階級と最高貯蓄高階級は A 型でその他の階級は B 型の複合タイプ
 - BC 型：最低貯蓄高階級と最高貯蓄高階級は C 型でその他の階級は B 型の複合タイプ
- 一般世帯と高齢者世帯では家計の収支に対する考え方が根本的に異なる可能性があることを指摘する (p.252)。すなわち一般世帯では収支をプラスあるいはプラスマイナスゼロにするように家計は行動するが、高齢者世帯では収入の捉え方が一般とは異なり、年間収入プラス貯蓄取り崩し分の合計として捉えられていると思われる。

2.3 無年金者・低年金者がもたらす社会保障制度の不安定化

駒村 (2014) は、低所得高齢者問題をこれからの年金改革の課題におく。従来、年金の成熟化により、満額に近い年金を受け取る高齢者が増えるため、高齢世帯の貧困率は低下すると考えられてきた。しかし 1990 年代後半から高齢世帯の生活保護の受給率が上昇している。生活保護を受給している高齢者のほとんどは、無年金者もしくは低年金者であり、生活保護制度は年金制度の補完的な機能を果たしているといえる。年金保険料をなるべく所得比例にして支払いやすい仕組みにし、すでに高齢貧困者になった人に対しては最低生活保障ができ

るような工夫をする必要がある。

特に日本のマクロ経済スライドによる年金水準の引き下げは、年金財政の問題を生活保護制度に押し付けるものであり、年金財政の安定性と引き換えに、生活保護制度がなし崩し的に機能不全になる可能性もある。社会保障制度全体の中では、いずれかの制度の安定化が図る一方で、別の制度の不安定化を招いて良いとは言えない。

2.4 年金受給パターンによる世帯分類

井口他（2015）は、年金受給パターンに応じて世帯を分類する。公的年金の被保険者には第1～3号の種類が存在する。夫婦または単身世帯を考慮すると概ね6パターンに世帯を分類することができる。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ● サラリーマン+主婦（モデル世帯） | [第2号被保険者+第3号被保険者] |
| ● サラリーマン共働き世帯 | [第2号被保険者+第2号被保険者] |
| ● サラリーマン+自営業 | [第2号被保険者+第1号被保険者] |
| ● サラリーマン単身 | [第2号被保険者] |
| ● 自営業+主婦（国民年金夫婦世帯） | [第1号被保険者+第1号被保険者] |
| ● 自営業単身 | [第1号被保険者] |

モデル世帯の年金受給額を年間に直すと平均272万3100円となり、65歳時点での現役世帯の給与所得者の平均年収は414万円で、正規労働者の平均給与（年間）は473万円¹⁾であるため、所得代替率50%を達成していると思なすことができる。ただし、国税庁の調査結果は民間の事業所が支払った給与であり、いわゆる税引き前の額面であることに注意する必要がある。もし、扶養される配偶者が所得税課税最低限の103万円に近い収入を得ていたとすれば、いわゆる額面の世帯収入に対する50%は達成できないかもしれない。

サラリーマン共働き世帯とサラリーマン単身世帯の場合は、モデル世帯の厚生年金受給額ではなく実際の平均年金月額14万8千円（年額177万6千円）²⁾が基礎となる。国税庁調査結果を用いるならば、給与所得者平均414万円に対して42.9%、正規労働者平均473万円に対して37.5%となる。

所得代替率の定義は、年金受給者が稼いできた平均年収を分母にするのではなく、その時点での現役世帯の男性の手取り収入が分母になる。賃金上昇の状況によっても変わりうる数字であるし、モデル世帯のみに通用する数字でもあることに注意が必要である。

国民年金のモデル受給額は月額6万4400円となっているが、実際の平均年金月額は5万5千円³⁾となっている。年額に直せば、その差は11万円余りに開く。国民年金の場合には、満額40年間（480ヶ月）に対して保険料の納付月数が少なくなると年金額は減額されていく。また、保険料免除を受けていた期間があれば公費分のみの年金額に減額されることになる。

個々の年金額は広く分布している。

改めてモデル世帯のサラリーマンと主婦からなる世帯の年金額について検討するならば、老齢厚生年金の平均月額 14 万 8 千円に老齢基礎年金の平均月額 5 万 5 千円を合計した 20 万 3 千円に注意を払う必要がある。モデル年金の 22 万 6925 円とは 2 万円以上の開きがある。

3 データと分析

3.1 二人以上世帯のデータ

平成 16 年（2004）の全国消費実態調査の二人以上の世帯及び単身世帯の匿名データを本研究では利用している。

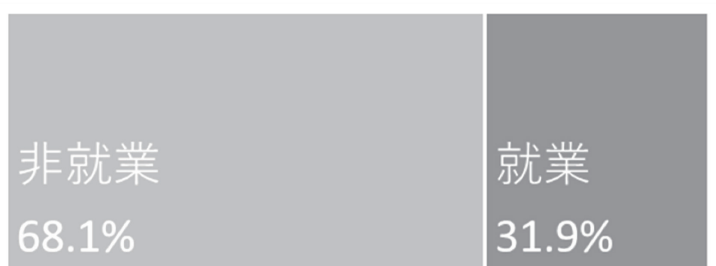
ここで、二人以上世帯のデータのあらましについて基礎的な集計結果を紹介する。なお、集計用乗率を用いてウェイトをかけて母集団を再現する方向での集計であるため、単純集計の度数とは一致しない。以下、出典記載の無い図表はすべて平成 16 年（2004）の全国消費実態調査を筆者が独自に集計加工分析したものである。

図表 1 高齢者世帯とその他の世帯の割合



65 歳以上高齢者が世帯主でかつ二人以上の世帯（高齢者世帯）は全体の 24.2%であった。

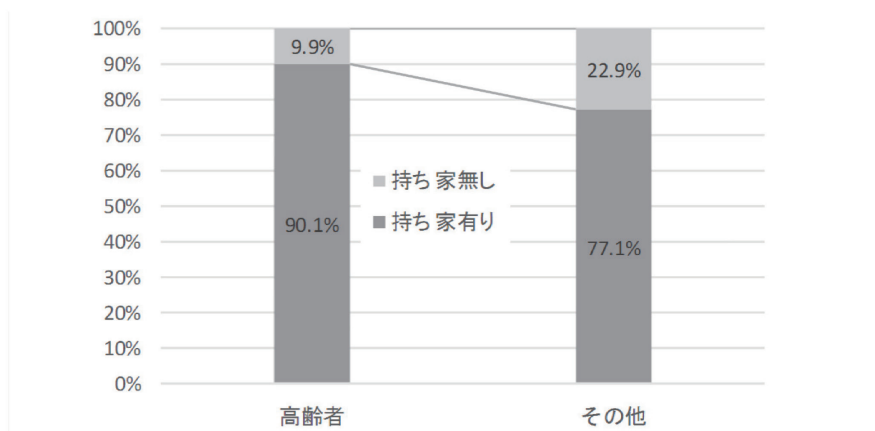
図表 2 高齢者世帯の就業有無



高齢者世帯における就業者の有無では、31.9%の世帯が就業している。ただし、本研究で

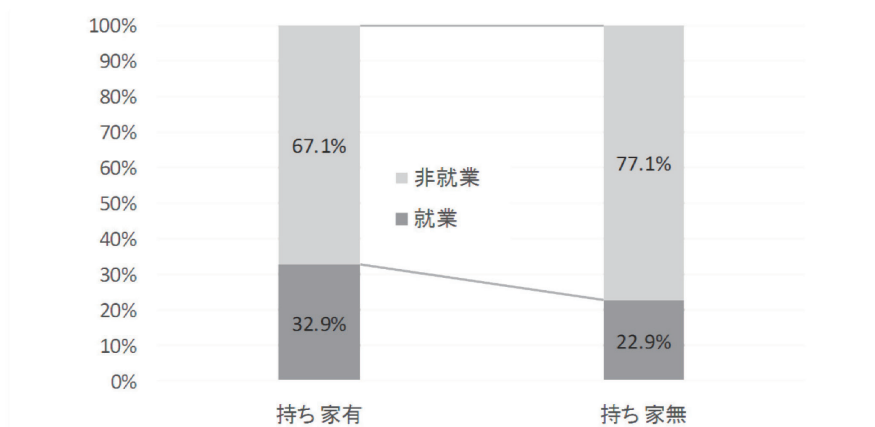
利用している匿名データでは、誰が就業しているのかまでは把握し切れていない。つまり、就業者がいたとしても、それが世帯主本人、配偶者、子どもといった区別をしていない。そのため、消費支出に対する年金受給額の少なさを補うために高齢者の世帯主本人あるいは配偶者が就業しているかどうかは把握できていない。

図表 3 高齢者世帯とその他の世帯、持ち家割合



高齢者世帯とその他の世帯で持ち家率を比較して集計した。その他の世帯が 77.1%に対して、高齢者世帯の持ち家率は 90.1%にのぼっている。

図表 4 高齢者世帯の持ち家有無と就業有無



高齢者世帯における持ち家率は 90.1%であることは図表 3 で確認した通りだが、持ち家有りの就業率は持ち家無しに比べて 10 ポイントも高く、32.9%である。図表 2 の解説でも述べたように世帯員の誰が就業しているかは把握できておらず、持ち家のローンが残っていて、

完済までの期間は高齢者の世帯主本人あるいは配偶者が就業し続けているという仮説をたてることはできるが、その証明は難しい。

3.2 単身世帯のデータ

全国消費実態調査は二人以上世帯と単身世帯を分けて調査が実施され、集計分析も区別して行われる。そもそも単身世帯の調査票本数は二人以上世帯と比べて少なく、ばらつきが大きいとされている。

図表 5 高齢者単身世帯とその他の世帯の割合



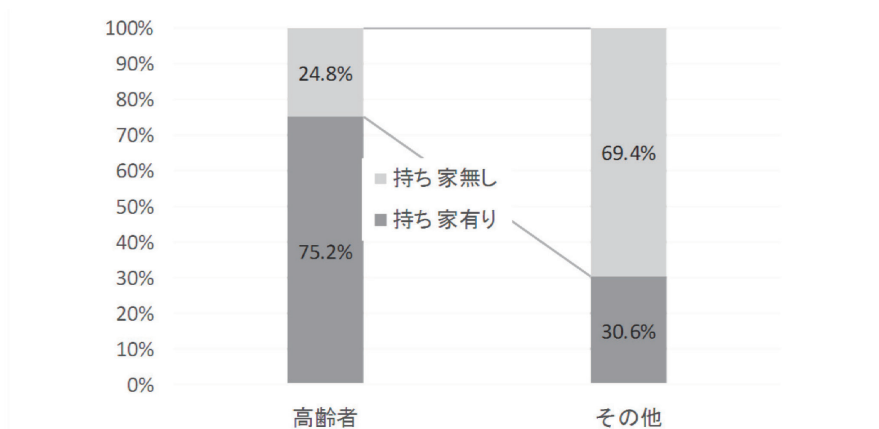
65歳以上高齢者単身世帯は全体の36.4%であった。

図表 6 高齢者単身世帯の就業有無



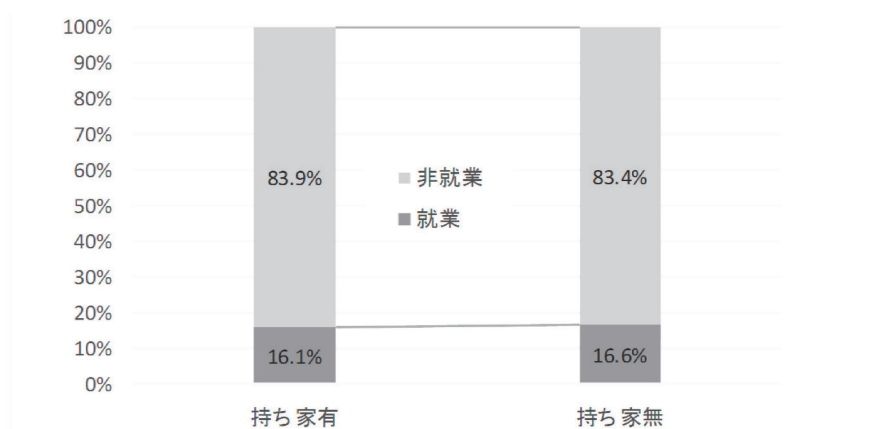
高齢者単身世帯における就業者の有無では、16.2%の世帯が就業している。なお、単身世帯の場合は就業しているというのは世帯主本人しかありえないため、二人以上世帯で注釈したような誰が就業しているのかという疑いは発生しない。

図表7 高齢者単身世帯とその他の世帯、持ち家割合



高齢者単身世帯とその他の単身世帯で持ち家率を比較して集計した。その他の単身世帯が30.6%に対して、高齢者単身世帯の持ち家率は75.2%にのぼっている。

図表8 高齢者単身世帯の持ち家無と就業有無



高齢者単身世帯における持ち家率は75.2%であることは図表7で確認した通りだが、持ち家有りの就業率は16.1%で、持ち家無しの就業率16.6%に比べてほとんど変わらない。

3.3 高齢者二人以上世帯と単身世帯との比較

高齢者を含む世帯とその他の世帯の比較をしてみると、二人以上世帯での高齢者世帯が24.2%であるのに対して、単身世帯での高齢者世帯は36.4%と高くなっている。高齢者単身世帯は、健康リスク、災害リスクに対して脆弱な要援護者として把握する必要がある。

就業状況について、図表2の解説でも触れたことの繰り返しになるが、二人以上世帯では

高齢者本人が就業しているかどうかは関係なく、世帯員のだれかが就業していることを示す。高齢者単身世帯であれば、高齢者本人が就業していることが把握できる。そのため、二人以上世帯での就業有りの割合が大きく出ている可能性がある。

高齢者世帯の持ち家率に注目する。一般的に高齢期に持ち家に住んでいなければ、賃貸料を払い続けることになり、公的年金受給が生活費の柱である場合にその他の消費を圧迫するおそれがある。二人以上世帯と単身世帯では持ち家率が大きく異なっており、二人以上世帯の90.1%に対して、単身世帯では75.2%にとどまっている。単身世帯の中で比較するならば、若年世代の単身世帯も多いため、その他世帯の30.6%よりは高い持ち家率となっている。

二人以上世帯では持ち家有りの就業率が高くなっていた。これは世帯員の誰かが就業していることを意味しているので、持ち家のローンが残っていて、完済までの期間は高齢者の世帯主本人あるいは配偶者が就業し続けているという仮説を検証するのは難しい。単身世帯でみると、持ち家有无と就業有無の間にはほとんど差が見られず、住宅ローン完済を目指して就業継続するという仮説は単身世帯では当てはまらない。これを当てはめれば、二人以上世帯でも同様に考えることができる。

4 結果と考察

本研究の分析では、平成16年(2004)の全国消費実態調査の二人以上の世帯の匿名データを用いて、高齢者世帯の消費支出を賄うのに公的年金給付そして実収入で十分なのかを明らかにした。

世帯主が65歳以上かつ二人以上の世帯において、就業/非就業に分けて、年金受給額(年額換算)を80万円未満、80~200万円、200~240万円、240~280万円そして280万円以上の5階級を設定した。80万円未満は主に国民年金受給、200万円以上は厚生年金受給を想定しており、政府の示す年金受給モデル世帯は272万円であるため、240~280万円の階級が相当する。

先行研究との比較では、年金受給額と就業/非就業に関心を持つ高山・有田(1996)に対しては本研究での就業有無及び年金受給額区分による類型化は共通性が高い。馬場(2007)との比較においては、就業している高齢者世帯を対象に加えている点において類型化の対象は拡大している。

本研究の分析では、各世帯の公的年金給付そして実収入から消費支出を差引、符号が負になる割合を集計用乗率を使用した集計割合で示す。つまり、公的年金給付で消費支出を賄えていれば符号は負にならず、そして実収入と消費支出の差引の符号が負になれば、資産収入もしくは貯金取り崩しなどで生活費を賄っていることが示される。

4.1 二人以上高齢者世帯における消費支出の状況

世帯主が65歳以上かつ二人以上の世帯において、5区分の年金受給額階級別の消費支出の

状況を図表9で示す。サラリーマンと専業主婦からなる年金モデル世帯の階級（240～280万円）を太枠で示している。

図表9 年金受給額階級と消費支出

(就業有り)	年金受給額(年額換算)階級				
	80万円未満	80～200万円	200～240万円	240～280万円	280万円～
N=712	57	353	146	83	73
以下、集計用乗率を使用した集計割合					
構成割合	8.7%	51.8%	19.5%	11.4%	8.6%
(公的年金給付－消費支出)が負	100.0%	91.7%	85.8%	90.6%	63.2%
(実収入－消費支出)が負	27.2%	23.8%	30.7%	27.5%	17.9%

(就業無し)	年金受給額(年額換算)階級				
	80万円未満	80～200万円	200～240万円	240～280万円	280万円～
N=6479	378	2598	1440	1068	995
以下、集計用乗率を使用した集計割合					
構成割合	6.2%	40.0%	22.3%	17.0%	14.4%
(公的年金給付－消費支出)が負	99.0%	85.3%	72.6%	70.2%	53.7%
(実収入－消費支出)が負	82.7%	70.1%	60.8%	58.7%	43.0%

就業有りの世帯では、年金受給額の低い階級に偏っており、消費支出を公的年金給付のみで賄えている世帯の割合は少ない。実収入と消費支出の差引では、年金受給額に関わらず実収入で賄えている割合が増えるため、低い年金額であっても就業による収入が生活費を支えていることがわかる。就業無しの世帯では、就業有りの世帯よりも公的年金で消費支出を賄っている割合が増えるが、年金以外の収入が少ないために実収入と消費支出の差引で見ても生活費を賄えていないことがうかがえる。年金モデル世帯である年金受給額272万円の含まれる階級では、年金のみでは約3割の世帯しか消費支出を賄えていない結果となっている。

4.2 高齢者単身世帯における消費支出の状況

世帯主が65歳以上の単身世帯において、5区分の年金受給額階級別の消費支出の状況を図表10で示す。サラリーマンOBという想定 of 厚生年金平均受給額の階級を太枠で示している。しかしながら、専業主婦だった女性が離別したケースや生涯未婚だった自営業男性といったケースでは、国民年金のみの受給額で80万円未満の階級も想定される。

図表 10 年金受給額階級と消費支出（単身世帯）

	年金受給額(年額換算)階級				
	80万円未満	80～200万円	200～240万円	240～280万円	280万円～
(就業有り)					
N=74	18	41	6	3	6
以下、集計用乗率を使用した集計割合					
構成割合	22.6%	46.0%	21.8%	3.2%	6.4%
(公的年金給付－消費支出)が負	100.0%	69.8%	17.2%	22.3%	67.8%
(実収入－消費支出)が負	15.0%	6.1%	2.3%	0.0%	26.3%
(就業無し)					
	年金受給額(年額換算)階級				
	80万円未満	80～200万円	200～240万円	240～280万円	280万円～
N=1322	204	579	220	137	182
以下、集計用乗率を使用した集計割合					
構成割合	16.3%	40.6%	16.2%	10.9%	16.0%
(公的年金給付－消費支出)が負	83.0%	46.0%	34.1%	30.8%	26.0%
(実収入－消費支出)が負	63.5%	41.1%	28.9%	27.9%	23.7%

就業有りの世帯はサンプルが少ないため、大きく変動した数字となっており、二人以上世帯のケースとは単純に比較できない。就業無しの世帯で見ると、厚生年金平均受給額の階級の200～240万円よりも一つ下の80～200万円に集中していることが分かる。80万円を超えていることで、厚生年金受給者であることは判明するが、平均年収には至らない現役時の年収であったか、厚生年金加入期間が短いといった理由が考えられる。ただ、単身世帯はつましく生活しているのか、80～200万円の階級であっても公的年金のみで生活費をまかなえている割合が5割を超えており、280万円以上の階級では74%が公的年金のみで生活できている。

4.3 高齢者二人以上世帯と単身世帯との比較

就業無しの高齢者二人以上世帯と単身世帯に注目する。生活費を公的年金と預貯金など資産の取り崩しによって賄うという条件が共通するためである。高齢者単身世帯は、健康リスクや災害リスクなどの脆弱な要援護者として把握される一方で、高齢者二人以上世帯は消費支出の水準と公的年金受給額が見合わず、実収入と消費支出の差し引きでも赤字が常態化している家計の割合が大きい。高齢者単身世帯は一人暮らしで節約などできる状況がうかがえるのに対して、二人以上世帯では消費支出の水準を抑えることは難しいという結果が出ている。もらう側の仕送りなども含む実収入で消費支出がまかなえずに赤字になっている割合が、280万円以上の公的年金受給があっても5割強となっている。単身世帯であれば2割強が赤字なだけである。しかも、二人以上世帯で公的年金受給額がモデル年金に達しない世帯ではいつの時点かで預貯金や資産の取り崩しができなくなり、生活保護への移行は不可避と言える。

現役時代から公的年金受給額の水準について把握し、自分の預貯金及び資産額の目標を定め、高齢期に入ってから消費支出の水準を抑制するといった方法をとらなければ、高齢期の生活費用はまかなえない。消費者としての年金教育、資産形成のための金融教育といった

ものが欠けていた世代が、今回の分析対象として浮かび上がった。特に脆弱な要援護者とみられがちな高齢者単身世帯ではなく、高齢者二人以上世帯の方が家計としては脆弱性を含んでいることが本研究における最大の発見であった。これらは個票ベースのデータ分析が無ければ明らかにできなかった事実であり、平均値や合計値のみが示される集計済み結果では不明なままの状況であった。匿名データを利用する研究の意義は、このような発見によって補強されることになる。

5 今後に残された課題

超高齢社会における公的年金制度を見通すならば、マクロレベルでの持続可能性を高めることと同時に、ミクロレベルでの個々の世帯の家計に寄与する公的年金の意義について周知を図ることが必要である。実際の年金額は裁定によって初めて確定するため、年金受給が近くなるまで不明のままである。モデル世帯の所得代替率で年金給付水準を示すのも、実際の年金額は示せないための手段である。

2015年度からマイナンバー通知が始まり、2017年度中にはインターネットを利用した「マイナポータル」によって個人情報関連が集約されたサイトが提供開始される予定である。このように個人化された情報提供手段が整備されることは、従来のモデル世帯や平均値でしか判断できなかった家計設計の情報が個人化されることにもつながる。将来展望として助言・提案機能が備わることで、何歳まで働き続けるべきか、いくら貯蓄すれば想定する消費支出を賄い続けることができるかなど、ライフサイクルを見通した適切な家計設計が可能になるだろう。

本研究に着手した当初、公的年金受給額の分布についてある仮説を立てた。サラリーマンなどの厚生年金と自営業者・農業・漁業などの国民年金とは平均受給額が大きく異なる。そのため、公的年金受給額は厚生年金受給者の平均額と国民年金受給者の平均額にふたこぶのピークが形成されるピークになっているのではないかと考えた。匿名データを利用して、分布などを確認したところ、そのようなピークは発見することができず、仮説は棄却されてしまった。個票データに容易にアクセスできる環境があれば、仮説として成り立つのかすぐに検証できたことである。現状では、利用申請手続きやデータの取り扱いについてきわめて厳重な取り扱いが、統計法によって定められており、一層の柔軟的な対応に変わっていくことを期待したい。

謝辞

本稿は2014年度生活経済学会共同研究助成に基づく研究成果のうち、筆者が分担した「高齢者世帯の消費支出」に関する研究を発展させた論文である。本稿に用いられている統計データは、統計法に基づいて、国立大学法人一橋大学を通じて、独立行政法人統計センターから「全国消費実態調査」(総務省)に関する匿名データの提供を受け、独自に作成・加工した

統計である。

注

- 1) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成 25 年分)
- 2) 厚生労働省「平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」
- 3) 厚生労働省「平成 25 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」
- 4) 総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/info/tokumei/>

参考文献

- [1] 井口直樹・和泉徹彦・小島克久・古城隆雄・丸山洋平・福山圭一 (2015) 「2020 年代以降の超高齢社会における社会保障制度のあり方に関する研究 平成 26 年度研究報告書」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- [2] 和泉徹彦・齋藤香里・白石憲一・卓涓涓 (2016) 「全国消費実態調査を用いた消費・貯蓄・貧困、介護サービスの分析」『生活経済学研究』Vol.43、pp.65-80
- [3] 駒村康平 (2014) 『日本の年金』岩波新書
- [4] 四方理人・田中聡一郎 (2014) 「高齢者の所得格差と低所得問題」(西村淳編著『雇用の変容と公的年金』東洋経済新報社、第 3 章)
- [5] 高山憲之・有田富美子 (1996) 『貯蓄と資産形成—家計資産のマイクロデータ分析—』岩波書店
- [6] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時幸 (1989) 「日本の家計資産保有と貯蓄率」『経済分析』第 116 号、経済企画庁経済研究所、pp.1-94
- [7] 馬場康彦 (2007) 『生活経済から見る福祉：格差社会の実態に迫る』ミネルヴァ書房
- [8] 山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎 (2011) 「資産の考慮による要保護世帯率の変動：保護率の地域差と資産保有の関係」『三田学会雑誌』103 (4)、慶應義塾経済学会、pp.573 (5) -586 (18)
- [9] 山本克也 (2014) 「2025 年までの年金・賃金収入の家計維持能力」『生活経済学研究』Vol.39、pp.27-40
- [10] 山本克也 (2013) 「2025 年の医療・介護費用試算と高齢者世帯の家計」(国立社会保障・人口問題研究所編『地域包括ケアシステム：「住み慣れた地域で老いる」社会を目指して』慶應義塾大学出版会、pp.217-239)

(平成 28 年 10 月 21 日受付、平成 28 年 12 月 13 日再受付)